

ヘルスケアAXの推進に向けた省内体制について

令和8年8月4日設置
(9月8日更新版)

参考資料

厚生労働省ヘルスケアAX・DX推進本部※ 事務局：政策統括官情報政策総括担当参事官室

※「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チームを改組

本部長
厚生労働大臣

【本部長代行】 副大臣、政務官

【副本部長】 事務次官、厚生労働審議官、医務技監 【本部員】 関係部局長

【事務局長】 政策統括官（情報政策担当）

【事務局長代行】 危機管理・医務技術総括審議官

ヘルスケア分野におけるAI利活用とDXを戦略的・総合的に推進するための司令塔

AI for ヘルスケア推進戦略室で施策を具体化する。

AI for ヘルスケア成長戦略室 事務局：大臣官房厚生科学課・医政局研究開発政策課

室長
医務技監

【室長代行】 政策統括官（情報政策担当）

【室長代理】 危機管理・医務技術総括審議官

【副室長】 大臣官房審議官（医薬担当）
大臣官房審議官（ヘルスケアAX/DX担当）
サイバーセキュリティ・情報化審議官
政策統括官付医療・福祉情報特別研究官
AI for ヘルスケアR&D総括官

【室員】 大臣官房厚生科学課長
医政局総務課医療政策企画官
医政局研究開発政策課長
医政局研究開発政策課企画官
医政局研究開発政策課医療イノベーション推進室長
健康・生活衛生局健康課長
医薬局医薬品審査管理課長
医薬局医療機器審査管理課長
老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室長
政策統括官付参事官（医療情報連携担当）

厚生労働省ヘルスケアA X・D X推進本部設置要綱

	令和4年9月21日
一部改正	令和4年12月22日
一部改正	令和5年4月1日
一部改正	令和5年8月30日
一部改正	令和5年11月17日
一部改正	令和7年1月22日
一部改正	令和7年4月1日
一部改正	令和8年8月4日
一部改正	令和8年9月8日
	厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第一条 ヘルスケア分野におけるA I利活用とD Xを戦略的・総合的に推進するため、厚生労働省ヘルスケアA X・D X推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第二条 推進本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 本部長代行は、副大臣及び政務官をもって充てる。
- 4 副本部長は、厚生労働事務次官、厚生労働審議官及び医務技監をもって充てる。
- 5 本部員は、別紙の職にある者をもって充てる。
- 6 本部長は、必要に応じ、推進本部に関連する部局の職員の参加を求めることができる。

(外部機関の参加)

第三条 本部長は、必要に応じ、推進本部に関連する省庁の職員及び外部有識者の参加を求めることができる。

(庶務)

第四条 推進本部の庶務は、関係部局の協力を得て、政策統括官（情報政策担当）付情報政策総括担当参事官室において行う。

(補則)

第五条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- この要綱は、令和4年9月21日から施行する。
- この要綱は、令和4年12月22日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年8月30日から施行する。
- この要綱は、令和5年11月17日から施行する。
- この要綱は、令和7年1月22日から施行する。
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和8年8月4日から施行する。
- この要綱は、令和8年9月8日から施行する。

別紙

大臣官房長

大臣官房総括審議官

大臣官房危機管理・医務技術総括審議官

医政局長

大臣官房医薬産業振興審議官

健康・生活衛生局長

健康・生活衛生局感染症対策部長

医薬局長

大臣官房審議官（医薬担当）

労働基準局安全衛生部長

社会・援護局長

社会・援護局障害保健福祉部長

老健局長

保険局長

政策統括官（総合政策、労使関係担当）

政策統括官（情報政策担当）

大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

政策統括官付医療・福祉情報特別研究官

AI for ヘルスケア R & D 総括官（命）

AI for ヘルスケア成長戦略室設置規程

〔	令和 8 年 8 月 4 日
	一部改正 令和 8 年 9 月 8 日
	厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第1条 医療・介護・福祉及び保健分野における AI 技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）第2条に規定する「人工知能関連技術」をいう。）の活用に向けて、必要な施策を総合的に推進するため、AI for ヘルスケア成長戦略室（以下「戦略室」という。）を設置する。

(構成)

- 第2条 戦略室は、室長、室長代行、室長代理、副室長及び室員をもって構成する。
- 2 室長は、医務技監をもって充てる。
 - 3 室長代行は、政策統括官（情報政策担当）をもって充てる。
 - 4 室長代理は、大臣官房危機管理・医務技術総括審議官をもって充てる。
 - 5 副室長は、大臣官房審議官（医薬担当を命ぜられる者）、大臣官房審議官（AX・DX担当を命ぜられる者）、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官及び政策統括官付医療・福祉情報特別研究官並びに AI for ヘルスケア R&D 総括官を命ぜられる者をもって充てる。
 - 6 室員は、別紙の職にある者をもって充てる。ただし、室長が必要と認めるときは、室員を追加することができる。
 - 7 室長は、必要に応じ、戦略室に関連する部局の職員の参加を求めることができる。

(外部機関の参加)

第3条 室長は、必要に応じ、戦略室に関連する省庁の職員及び外部有識者の参加を求めることができる。

(庶務)

第4条 戦略室の庶務は、関係部局の協力を得て、大臣官房厚生科学課及び医政局研究開発政策課において行う。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、戦略室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年8月4日から施行する。

この規程は、令和8年9月8日から施行する。

別紙

大臣官房厚生科学課長

大臣官房総務課企画官（併：医政局研究開発政策課）

大臣官房総務課企画官（併：老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室長）

医政局総務課医療政策企画官

医政局研究開発政策課長

医政局研究開発政策課医療イノベーション推進室長

健康・生活衛生局健康課長

医薬局医薬品審査管理課長

医薬局医療機器審査管理課長

政策統括官付参事官（医療情報連携担当）